

中央職業能力開発協会会費規程



(目的)

第1条 中央職業能力開発協会款（以下「定款」という。）第10条の規定に基づく会費の額並びに徴収時期及び方法については、この規程の定めるところによる。

(会費の額)

第2条 会費の額は、1口年額30,000円とし、定款第5条各号に掲げる会員の種別ごとに、次に定める口数（ただし、第2号及び第3号の会員にあたっては、最高10口とする。）に応じて算出した額とする。

- (1) 都道府県職業能力開発協会
5口以上とし、都道府県ごとに会長が別に定める口数による。
 - (2) 第2号の団体会員
3口以上
 - (3) 第3号の会員
 - イ 法人である企業
資本金額300億円以上 5口以上
資本金額300億円未満 3口以上
 - ロ その他のもの
3口以上
- 2 前項の規定にかかわらず、会長が認めたときは、これによらないことができる。
- 3 年度の途中で会員となったものの会費の額は、年額を加入した月を含めた月数割で算出した額とし、算出したその額に千円未満の端数を生じた場合は、その端数を千円単位で切り上げた額とする。

(納入の時期及び方法)

第3条 会費は、毎年度8月末日までに当該年度分を納入するものとする。ただし、8月1日以降会員になったものの会費の納入については、入会の日属する月の翌月の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長がやむを得ない理由があると認めたときは、これによらないことができる。

附則

この規程は、本会の成立の日（昭和54年7月1日）から施行する。

附則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。